

保険金で住宅修理

ができると勧誘する

事業者にご注意!



相談事例



訪問してきた事業者から「屋根が傷んでいる。損害保険を使って修理ができる。保険金が支払われた際には成功報酬として30%を請求する。」と言われて保険金申請サポート契約をした。

申請サポート事業者は台風で屋根の補修が必要になったように保険申請したようだが、保険会社の書類には『経年劣化によるものは、保険金は支払わない』と書いてあり心配になってきた。



申請サポート事業者に頼らずとも保険金の申請は加入者自身で行えます。

まずは、ご自身で損害保険会社・代理店へ連絡をしましょう!

◆ うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。

◆ 地震や台風等の自然災害が起きると、それに便乗した悪質商法による住宅修理トラブルが多数発生します。十分注意しましょう。



◆ 修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認しましょう。キャンセル時に違約金等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。



◆ トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがあれば、まずは身近な消費生活相談窓口にご相談ください。



消費生活課 ニヤン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター
公式LINE
のご案内はこちら



令和3年度の県内における消費生活相談の概要がまとまりました

年間の
苦情相談
件数

令和3年度に神奈川県内の消費生活相談窓口（消費生活センター等）で受け付けた苦情相談は55,229件で、前年度（61,745件）と比べ6,516件減少しました。

R2年度
61,745件
R3年度
55,229件

相談
TOP3

1位 商品一般 4,179件(前年度5,020件)

「未納料金があるとSMS（ショートメッセージ）や電子メールを送り、連絡した人に、様々な理由により金銭を要求する」といった架空請求などの相談

2位 化粧品 2,888件(前年度2,346件)

「通販サイトで、1回限りのつもりで購入した美容液が、実際は複数回購入が必要な定期購入だった」といった相談

3位 不動産貸借 2,785件(前年度2,693件)

「退去時に高額な原状回復費用を請求された」といった相談

特徴的な
相談

SNSをきっかけとした消費者トラブルに関する苦情相談が過去最多の3,553件に！



- SNSで知り合った人と…
やり取りをしていたところ、有料の出会い系サイトに誘導され高額な利用料金を支払ったが、会うことができない。
- SNS上の広告から…
通販サイトで商品を購入したが、届かない。

トラブル防止のポイント

- ◇ 大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告を安易に信じないようにしましょう。
- ◇ SNSで知り合った人が、本当に信用できる相手なのか慎重に判断しましょう。また、「もうかる」、「損をしない」等の言葉をうのみにしないようにしましょう。

もっと知りたい方は
県のHPをチェック



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課（かながわ中央消費生活センター）

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook（かながわの消費生活） <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter（かながわ中央消費生活センター） https://twitter.com/kanagawa_shouhi



神奈川県



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-3506